



## 【事業の概要】

一般国道468号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、都心から半径約40～60kmの位置に計画されている総延長約300kmの自動車専用道路であり、都心から伸びる放射状の道路を環状に連絡することにより、都心への交通を分散し、渋滞の緩和が図られます。

また、稲敷ICから（仮称）大栄JCTまでの開通により、圏央道によって常磐道と東関東道が連結されることになり、より広域的な利便性の向上が期待されます。

## 【事業認定申請区間】

### ○全体計画区間

茨城県稲敷市沼田字シイガ前地内～千葉県成田市吉岡字大安場地内 延長20.5km

### ○起業地計画区間

区間①：茨城県稲敷市沼田字上沼田地内～同市江戸崎字原地内 延長0.5km

区間②：茨城県稲敷市椎塚字大久保地内～同市清水字池下地内 延長0.9km

区間③：千葉県成田市名木字青木地内～同市名木字鎌部地内 延長1.3km

区間④：千葉県成田市成井字寺ノ下向地内～同市芝字向芝地内 延長0.6km

区間⑤：千葉県成田市芝字関場地内～同市吉岡字西ノ向地内 延長0.6km



【拡大図】



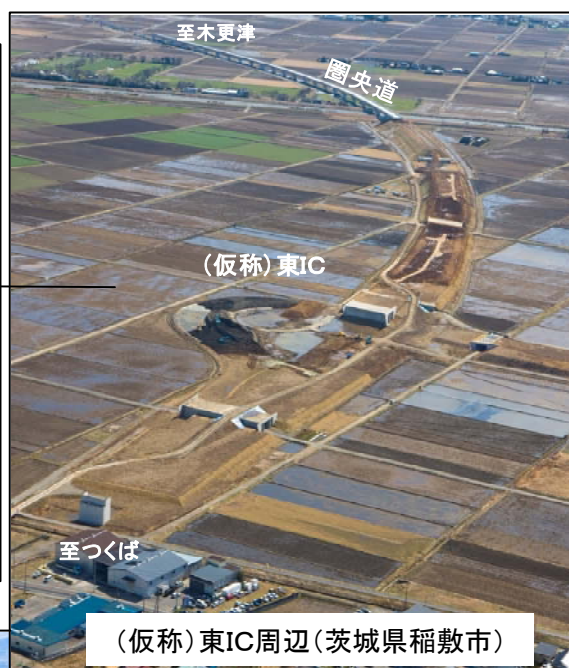
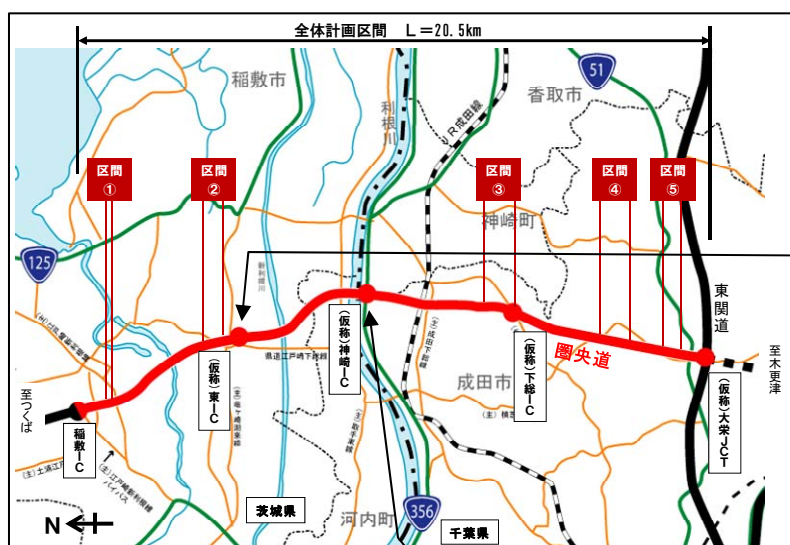
## 【用地の取得状況】

項目	用地取得状況（平成24年1月末現在）			
	用地必要面積	取得面積	未取得面積	取得率
起業地 (延長3.9km)	145,789 m <sup>2</sup>	140,765 m <sup>2</sup>	5,024 m <sup>2</sup>	97%

※全体計画区間（稲敷IC～（仮称）大栄JCT）の用地取得率は約99%です。

## 【工事の進捗状況】

圏央道（稲敷IC～（仮称）大栄JCT間）では、本線部やIC部の盛土工事や利根川渡河部の橋梁工事等を進めています。



(仮称) 東IC周辺 (茨城県稲敷市)



利根川渡河部周辺 (茨城県・千葉県境)



## 1. 「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣又は都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用する必要があること』について認定する手続です。

## 2. 土地収用法の手続きの主な流れ

以下に、土地収用法における一般的な手続を示します。

